

裾野市住宅建設等促進事業取扱規程

(裾野市商工会／平成28年4月1日)

(趣 旨)

第1条 この規程は、裾野市住宅建設等促進事業補助金交付要綱（平成24年3月21日裾野市告示第43号）第5条の規定に基づき、その実施と運用方法等について、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、「裾野市住宅建設等促進事業」とは、市民等が行う次の各号のいずれかに該当する50万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の工事を実施した場合に、その経費の一部を助成する事業をいう。

- (1) 市民等が個人住宅・共同住宅を新築する又は建替える、床面積の合計が50平方メートル以上の工事（以下「新築・建替工事」という。）
- (2) 市民等が個人住宅・共同住宅の機能、安全性、耐久性、居住性等を維持し又は向上させるために行う増築又は修繕工事（以下「リフォーム工事」という。）

2 この規程において、「市民等」とは、裾野市内に住民登録もしくは外国人登録を有する者、又は市内に永住する目的をもって助成対象事業を行い、完了実績報告書を提出するまでに住民登録もしくは外国人登録をする者をいう。

3 この規程において、「個人住宅」とは、自己の居住の用に供する家屋をいう。

4 この規程において、「共同住宅」とは、マンション等の集合住宅の内、自己の居住の用のために購入した居住部分をいう。

5 この規程において、「建替え」とは、既存建築物の全部を除却し、引き続きこれと用途の著しく異なる建築物を建てることをいう。

6 この規程において、「市内施工業者」とは、助成金交付年度の4月1日において、商工会員であり、本市に本社もしくは本店が登記されている法人、又は市民である個人の建設関連事業主で、市税等を滞納していない者をいい、元請負業者を市内施工業者とする。

7 この規程において、「市税等」とは、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、及び軽自動車税をいう。

8 この規程において、「申請者」とは、本取扱規程に基づく助成金の交付を受けようとする者で、市税等の滞納がないものをいう。

9 この規程において、「審査会」とは、裾野市商工会長（以下「会長」という。）が、本助成事業に関する事務処理等の円滑化を図るため、関係書類及び工事内容等の審査を行うために、裾野市商工会内に設置した会をいう。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、前条第1項第1号及び第2号に該当する工事のうち、市民等が市内施工業者との請負契約等により要した工事費用とする。

2 次に掲げる費用については、助成の対象としない。

- (1) 土地の購入費用
- (2) 広告看板等、自己の居住の用に供さないものの設置及び工事費用
- (3) 施工業者のための工事用機械、工具・器具・備品等の購入費用
- (4) 工事を伴わない家具や電化製品等を申請者又は施工業者が購入した費用
- (5) 当該規定に基づく助成金以外の制度を活用し、補助を受けた場合、又は受ける予定である場

合、その補助金額

(6) 道路その他の公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事費用

(7) その他会長及び審査会が認められないと判断した費用

(助成率等)

第4条 助成率、助成限度額及び助成額のうち現金で支給する率は、対象となる工事により、次の表のとおりとする。ただし、助成の額に1,000円未満の額があるときはこれを切り捨てる。

対象となる工事	助成率	助成限度額
新築・建替工事	10%	50万円
リフォーム工事	10%	20万円

(交付の申請)

第5条 申請者は、助成対象工事着工前に、裾野市住宅建設等促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（申請日前3ヶ月以内のもの）
- (2) 申請者と契約を結んだ者が市内施工業者であることを証明する書類
- (3) 施工業者の市税の滞納がないことの証明書（申請日前3ヶ月以内のもの）
- (4) 施工業者内訳名簿（区分・事業者名・住所・連絡先・工事内容・工事金額の一覧）
- (5) 請負契約書又は売買契約書（写）（契約日が平成28年4月1日以降のもの）
- (6) 見積書（写）（工事概要及びその金額の内訳がわかるもの）
- (7) 工事前写真（工事施工前箇所の全てが分かる写真・撮影日 等）
- (8) 位置図・配置図・平面図 等
- (9) その他会長及び審査会が特に必要と認める書類

2 申請者は、新築・建替工事の申請をするときは、前項各号に掲げる書類に加えて、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の市税の滞納がないことの証明書又は納税証明書
- (2) 確認済証（写）

3 申請者は、リフォーム工事の申請をするときは、第1項各号に掲げる書類に加えて、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の市税の滞納がないことの証明書
- (2) 建物現存証明願
- (3) 耐震評点が1.0以上である、又は I_s （構造耐震指標）/ET（静岡県耐震判定指標）が1.0以上であることを証する書類の写し。（耐震診断結果報告書・耐震補強計画結果報告書・住宅耐震改修証明書等）但し、昭和56年6月1日以降に建築に着手された築15年以上の住宅のリフォームに関する申請は除く。

4 会長は、第1項の規定による申請があった場合において、書類が提出された時点の受付順により、予算の範囲内で受付を行うものとする。

5 申請は、申請者（本人と同居の家族を含む。）に対して1回限りとする。

6 提出された書類は返却しないものとする。

(交付の内定)

第6条 前条の規定による申請を受け付けた場合、会長は申請に係る書類を審査会に諮り、適当と認めるときは、助成金の交付を内定し、裾野市住宅建設等促進事業助成金交付内定通知書（様式

第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第7条 前条の規定により交付内定を受けた申請者(以下「交付内定者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、変更承認の申請を行わなければならない。

- (1) 施工箇所又は施工方法等の変更をしようとする場合
- (2) 工事金額に変更がある場合
- (3) その他会長及び審査会が必要と認めた場合

2 前項に規定する申請を行う場合は、裾野市住宅建設等促進事業助成金変更承認申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所又は施工方法等の変更内容がわかるもの
- (2) 変更になった見積書
- (3) その他変更になった書類

(変更の承認)

第8条 会長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、内容を審査会に諮り、適当と認めたときは、裾野市住宅建設等促進事業助成金変更承認通知書(様式第4号)により交付内定者に通知するものとする。

(助成事業の中止等)

第9条 交付内定者は助成事業を中止しようとする場合、裾野市住宅建設等促進事業助成金中止届出書(様式第5号)を、会長に提出しなければならない。

2 交付内定者は、助成事業が予定期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了実績報告書)

第10条 交付内定者は、当該助成事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過する日、又は助成金交付決定の通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、裾野市住宅建設等促進事業完了実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 該当工事箇所の施工中及び完了後の写真(申請時施工前提出写真と同箇所)
- (2) 施工業者が対象工事費用の全額を受領した証(写)(施工業者が交付内定者へ発行した領収書等)
- (3) 交付内定者の住民票(新築・建替工事の場合のみ)
- (4) 検査済証(写)(新築・建替工事の場合のみ)
- (5) その他会長及び審査会が必要と認めた書類

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定により完了実績報告書を受けた場合において、内容を審査会に諮り、適当と認めたときは、助成金の交付額を確定し、裾野市住宅建設等促進事業助成金確定通知書(様式第7号)により交付内定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定により交付確定を受けた交付内定者は、通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに、裾野市住宅建設等促進事業助成金請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の取消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すものと

する。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規程に違反したとき
(助成金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

2 前条各号の規定により助成金の交付の取消しを受けた者（本人と同居の家族を含む）は、以後本取扱規程に基づく助成金の申請を行うことはできないものとする。

(役員会の決議事項)

第15条 この規定に定めるもののほか、役員会の議決を経なければならない事項は、次のとおりにする。

- (1) 規定の制定及び改廃に関する事
- (2) その他業務運営上必要な事項
(役員会の議事等)

第16条 役員会は、必要に応じ部会長が招集する。

(1) 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(補 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

※第2条・・・(6)「条文追加」・「一部改正」・・・平成28年4月1日から適用。

※第2条・・・(8)「条文削除」・・・平成28年4月1日から適用。

※第4条・・・「一部改正」・・・平成28年4月1日から適用。

※第5条・・・(5)「一部改正」・・・平成28年4月1日から適用。

※第15条・・・「条文追加」・・・平成28年4月1日から適用。

※第16条・・・「条文追加」・・・平成28年4月1日から適用。

※第17条・・・「一部改正」・・・平成28年4月1日から適用。

※附 則・・・(2)「条文削除」・・・平成28年4月1日から適用。